

①がんばろう甲府！まん延防止協力事業者応援金

【事業概要】

新型コロナウイルス感染拡大による、まん延防止等重点措置に伴い、山梨県より発出された休業等要請に応じている、市内の飲食店等の事業継続を支援するため、応援金を支給します。

【対象となる事業者】

市内において、飲食店・喫茶店等（居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）、結婚式場で、令和3年8月20日以降、県のまん延防止等重点措置に伴う飲食店等への休業等要請に応じている店舗。

（※山梨県のまん延防止等重点措置に伴う大規模施設の営業時間短縮要請の対象となる施設は除く。）

【支給額等】

- ・グリーン・ゾーン認証施設： 15万円（一律）
- ・グリーン・ゾーン認証を受けていない施設： 5万円（一律）

【申請期間等】

- ・令和3年9月3日～令和3年10月31日予定（当日消印有効）
- ・申請書および必要書類一式を郵送にて送付。

【必要書類】

- (1) 応援金申請書兼請求書
- (2) 休業等要請に応じていることが分かる写真
- (3) 「やまなしグリーン・ゾーン認証」を取得している、もしくは申請中であることが分かる書類等の写し（ただし、グリーン・ゾーン認証を受けていない施設については不要とする。）
- (4) 食品衛生許可など、営業に関して必要な許認可証等の写し
- (5) 商業登記簿謄本又は身分証明書の写し
- (6) 応援金の振込先が分かる通帳の写し
- (7) 誓約書
- (8) チェックリスト

②がんばろう甲府！まん延防止月次応援金

【事業概要】

本年8月、山梨県に発出された、まん延防止等重点措置に伴い、国の月次支援金の交付決定を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、応援金を支給します。

【対象となる事業者】

令和3年8月・9月分の、国の月次支援金（上限 個人事業主等：10万円、中小法人等：20万円）の交付決定を受けた市内の事業者。

【支援額等】

国で支給した月次支援金の1/2

【申請期間等】

- ・令和3年9月10日～令和4年1月31日予定（当日消印有効）
- ・申請書および必要書類一式を郵送にて送付。

【必要書類】

- (1) 応援金申請書兼請求書
- (2) 月次支援金の決定通知の写し
- (3) 商業登記簿謄本又は身分証明書の写し
- (4) 応援金の振込先が分かる通帳の写し
- (5) 誓約書
- (6) チェックリスト

【月次支援金相談窓口開設】

山梨県行政書士会による、国の月次支援金を申請する事業者への相談窓口を市役所内に設置します。

- ・9月中旬から11月末まで
- ・週に2回程度開設

問い合わせ先

甲府市役所 産業部商工課

TEL：055-237-5694・5695